

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2026年7月15日提出
【発行者名】	カレラアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣川 雅一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12階
【事務連絡者氏名】	秋永 芳郎
【電話番号】	03－6691－2017
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】	21世紀東京 日本株式ファンド
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

I 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で有価証券報告書を提出しましたので、2026年1月15日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報等を更新するため、また、その他の情報について訂正を行なうため、本訂正届出書を提出いたします。

II 【訂正の内容】

原届出書の該当内容は、以下の内容に訂正いたします。下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

取得申込受付日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上１万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

<訂正後>

取得申込受付日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上１万口単位に換算した価額で表示することがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問い合わせ下さい。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託約款の定めにより、当ファンドの信託金の上限額は2,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、次の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般	年2回	（日本を含む）
大型株	年4回	日本
中小型株	年6回	北米
債券	（隔月）	欧州
一般	年12回	アジア
公債	（毎月）	オセアニア
社債	日々	中南米
その他債券	その他	アフリカ
クレジット	（ ）	中近東
属性（ ）		（中東）
不動産投信		エマージング
その他資産（ ）		
資産複合（ ）		

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、国内の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象 資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
------------	----	--

属性区分の定義

投資対象 資産	株式 一般	目論見書または信託約款において、大型株・小型株に投資する旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象 地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご参照ください。

（略）

株式市場を牽引するファクター



factor 1

GX(≡再生可能エネルギーへの転換)

今後10年間で150兆円超の官民投資

※GXとは「グリーントランスフォーメーション」を指します。

factor 2

i.設備投資の大潮流

日本企業の国内回帰 + 外国企業の日本国内への直接投資

ii.インフラ更新

factor 3

東証の市場改革と資産運用立国

factor 1

GX（グリーントランスフォーメーション、再生可能エネルギーへの転換）

再生可能エネルギー（以降、再エネ）への転換がもたらす激震

再エネ発電設備・流通及び電力消費等ほとんどすべて産業が関わる

- ① メガソーラー、バイオマス発電、風力、地熱、原子力、ダム、水素・アンモニア火力発電
- ② 送電線、蓄電池、パワーコンディショナー、省電力技術、充電スポット
- ③ 車両、船舶、建物、鉄鋼業他
- ④ アンモニア、水素等の流通・貯蔵、水素スタンド

規制・支援一体型促進策の政府支援イメージ

- 各分野が持つ事業リスクや事業環境に応じて、適切な規制・支援を一体的に措置することで、民間企業の投資を引き出し、150兆円超の官民投資を目指します。
- 世界規模のGX投資競争が展開される中、我が国は、諸外国における投資支援の動向やこれまでの支援の実績なども踏まえつつ、必要十分な規模・期間の政府支援を行います。また、20兆円規模の支援については、今後具体的な事業内容の進捗などを踏まえて必要な見直しを行う予定です。

今後10年間の
官民投資額
全体
150兆円超

非化石エネルギーの推進

約60兆円～

再生可能エネルギーの大量導入、
原子力(革新炉等の研究開発)、水素・アンモニア等需給一体での産業構造転換・
抜本的な省エネの推進

約80兆円～

製造業の省エネ・燃料転換(例:鉄鋼・化学・セメント・紙・自転車)、
脱炭素目的のデジタル投資、蓄電池産業の確立、船舶・
航空機産業の構造転換、次世代自動車、住宅・建築物等

資源循環・炭素固定技術など

約10兆円～

資源循環産業、バイオものづくり、CCS等

出所:資源エネルギー庁資料よりカレラAM作成(2026年6月10日現在)

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

factor 2 i.設備投資の大潮流

安全保障上重要な産業について中国外での工場建設・設備投資(内外企業)

- ① 日本企業製造拠点の国内回帰
- ② 外国企業による日本国内への(対内)直接投資(熊本県での半導体工場など)

国策+円安+低金利+低賃金+
潤沢な資金+整備されたインフラ

極端に少ない海外から日本への直接投資

OECD加盟国の対内直接投資残高(対名目GDP比(2024年))

上位5カ国			下位5カ国		
順位	国・地域	対内直接投資／名目GDP(%)	順位	国・地域	対内直接投資／名目GDP(%)
1	ルクセンブルク	1273.7	35	ドイツ	26.5
2	オランダ	216.4	36	イタリア	20.6
3	アイルランド	192.1	37	トルコ	16.2
4	スイス	99.5	38	韓国	13.6
5	エストニア	82.8	39	日本	5.2

出所:UNCTAD stat.よりカレラAM作成(2026年6月10日現在)

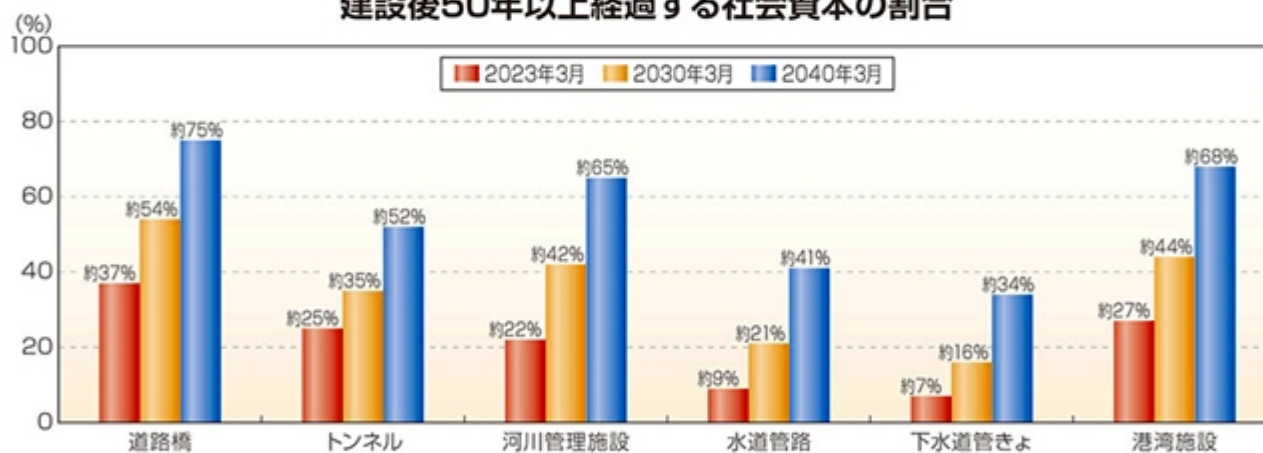
対日直接投資は2024年末で名目GDP(2024年約608兆円)の5.2%

OECD平均53%になるとすれば、約291兆円の対内投資、ドイツ並みで約130兆円、フランス並みで約155兆円の対内投資になると予想されます。

factor 2 ii.インフラ更新

高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなる。

建設後50年以上経過する社会資本の割合



出所:国土交通省インフラメンテナンス情報(2026年6月10日現在)

factor 3 東証の市場改革と資産運用立国

東証の時価総額成長を目指しての諸施策

- ① プライム市場の上場基準の厳正化=市場全体の整備
- ② 個々の上場企業の成長促進
 - ・上場企業に企業価値向上(ROE向上)を促す取り組み強化
 - ・PBR1倍割れ上場企業への要請(内部留保を投資、株主還元へ振り向け)

新NISA導入
株式市場の活性化、
国内資金の効率的再配分

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

(略)

（３）【ファンドの仕組み】**<訂正前>**

(略)

③ 委託会社の概況

イ. 資本金の額（2025年11月末日現在）

(略)

ハ. 大株主の状況（2025年11月末日現在）

(略)

<訂正後>

(略)

③ 委託会社の概況

イ. 資本金の額（2026年 5 月末日現在）

(略)

ハ. 大株主の状況（2026年 5 月末日現在）

(略)

2【投資方針】

（2）【投資対象】

<訂正前>

（略）

- ⑦ デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

<訂正後>

（略）

- ⑦ デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

（３）【運用体制】**<訂正前>**

（略）

② 内部管理体制

（略）

（注）運用体制は2025年11月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

<訂正後>

（略）

② 内部管理体制

（略）

（注）運用体制は2026年 5 月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（５）【投資制限】**<訂正前>**

（略）

- ⑪ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

（略）

<訂正後>

（略）

- ⑪ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

（略）

3【投資リスク】

（3）リスク管理体制

<訂正前>

（略）

② リスク管理担当部署等の概要

（略）

（注）投資リスクに対する管理体制は2025年11月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

2020年12月末～2025年11月末



2020年12月 2021年11月 2022年11月 2023年11月 2024年11月 2025年11月

■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

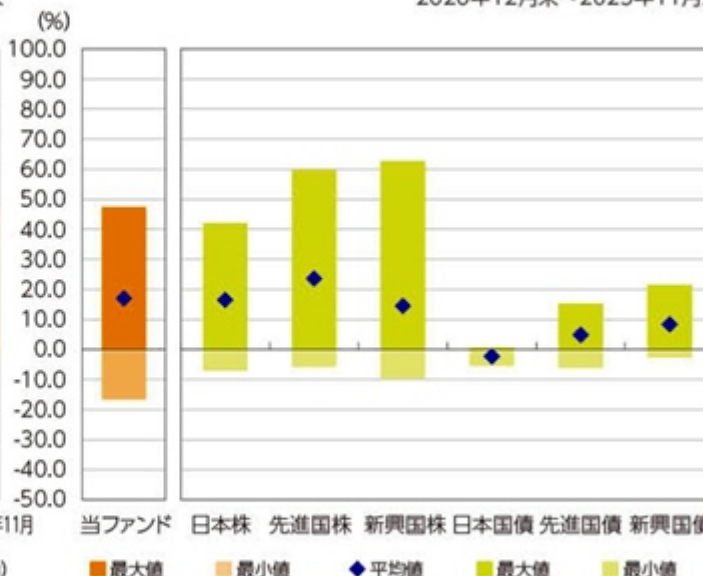
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、2020年12月から2025年11月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2020年12月末～2025年11月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

■ 最大値 ■ 最小値 ◆ 平均値 ■ 最大値 ■ 最小値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	17.0	16.5	23.6	14.5	△2.3	4.9	8.4
最大値	47.4	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△16.7	△7.1	△5.8	△9.7	△5.5	△6.1	△2.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株……MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債……NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド」とは、新興国の現地通貨建て債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

<訂正後>

(略)

② リスク管理担当部署等の概要

(略)

(注) 投資リスクに対する管理体制は2026年5月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

2021年6月末～2026年5月末



■ 当ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

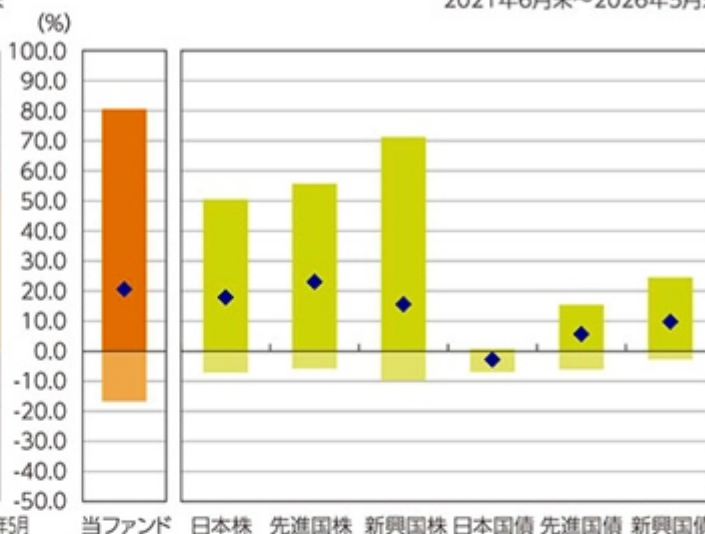
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、2021年6月から2026年5月までの各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2021年6月末～2026年5月末



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

■ 最大値 ■ 最小値 ◆ 平均値 ■ 最大値 ■ 最小値

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	20.6	17.9	23.1	15.6	△2.8	5.7	9.8
最大値	80.5	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△16.7	△7.1	△5.8	△9.7	△6.9	△6.1	△2.7

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2021年6月から2026年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債…NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

<訂正前>

（注）所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

（略）

<訂正後>

（注）所得税については、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

なお、2027年1月1日以降、別途、所得税の額に対し、1.1%の金額が復興特別所得税として、1%の金額が防衛特別所得税として徴収されます。

（略）

④ 外国税額控除

<訂正前>

(略)

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年4月16日～2025年10月15日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.80%	1.65%	0.15%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

<訂正後>

(略)

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年10月16日～2026年4月15日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.76%	1.64%	0.12%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

（１）【投資状況】

「21世紀東京 日本株式ファンド」

（令和8年5月29日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,225,658,900	93.83
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	－	146,158,135	6.16
合計(純資産総額)		2,371,817,035	100.00

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「21世紀東京 日本株式ファンド」

a 投資有価証券明細

（令和8年5月29日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三井住友フィナン シャルグループ	銀行業	33,500	5,654.35	189,420,952	5,819.00	194,936,500	8.22
日本	株式	鹿島建設	建設業	33,000	6,055.55	199,833,234	5,907.00	194,931,000	8.22
日本	株式	日立製作所	電気機器	35,000	5,202.37	182,083,256	5,166.00	180,810,000	7.62
日本	株式	東京海上ホールディ ングス	保険業	19,500	7,153.71	139,497,538	7,111.00	138,664,500	5.85
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	40,000	3,340.00	133,600,000	3,444.00	137,760,000	5.81
日本	株式	関電工	建設業	21,000	6,110.00	128,310,000	6,538.00	137,298,000	5.79
日本	株式	良品計画	小売業	34,000	3,910.00	132,940,000	3,883.00	132,022,000	5.57
日本	株式	J. フロント リテ イリング	小売業	60,000	2,514.78	150,886,810	2,168.00	130,080,000	5.48
日本	株式	三菱重工業	機械	34,000	4,561.00	155,074,000	3,806.00	129,404,000	5.46
日本	株式	三井不動産	不動産業	84,000	1,778.50	149,394,000	1,530.50	128,562,000	5.42
日本	株式	三越伊勢丹ホール ディングス	小売業	36,000	3,186.10	114,699,903	3,396.00	122,256,000	5.15
日本	株式	三菱電機	電気機器	15,500	5,827.60	90,327,800	6,558.00	101,649,000	4.29
日本	株式	東鉄工業	建設業	20,000	5,061.08	101,221,718	4,265.00	85,300,000	3.60
日本	株式	住友不動産	不動産業	22,500	4,808.17	108,183,841	3,717.00	83,632,500	3.53
日本	株式	I H I	機械	28,000	3,153.00	88,284,000	2,766.50	77,462,000	3.27
日本	株式	オリエンタルランド	サービ ス業	31,000	2,636.50	81,731,500	2,295.50	71,160,500	3.00
日本	株式	L I N Eヤフー	情報・通 信業	168,000	423.34	71,121,192	417.30	70,106,400	2.96
日本	株式	スカパーJ S A T	情報・通 信業	11,000	3,145.00	34,595,000	4,470.00	49,170,000	2.07
日本	株式	日本電気	電気機器	9,000	4,269.00	38,421,000	4,103.00	36,927,000	1.56

日本	株式	川崎重工業	輸送用機器	7,500	3,326.00	24,945,000	3,137.00	23,527,500	0.99
----	----	-------	-------	-------	----------	------------	----------	------------	------

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b 種類別及び業種別投資比率

（令和8年5月29日現在）

種類	業種	投資比率(%)
株式（国内）	建設業	17.60
	機械	8.72
	電気機器	19.27
	輸送用機器	0.99
	情報・通信業	5.03
	小売業	16.21
	銀行業	8.22
	保険業	5.85
	不動産業	8.95
	サービス業	3.00
合計		93.84

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

令和8年5月29日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第6期 (平成28年 10月17日)	2,186,881,970	2,186,881,970	0.9250	0.9250
第7期 (平成29年 4月17日)	2,184,928,410	2,184,928,410	1.0013	1.0013
第8期 (平成29年 10月16日)	2,362,025,081	2,401,243,164	1.2046	1.2246
第9期 (平成30年 4月16日)	2,355,911,162	2,391,735,609	1.3153	1.3353
第10期 (平成30年 10月15日)	1,936,021,810	2,280,019,885	1.1256	1.3256
第11期 (平成31年 4月15日)	1,826,263,940	1,860,009,987	1.0824	1.1024
第12期 (令和1年 10月15日)	1,784,228,476	1,817,859,006	1.0611	1.0811

第13期 (令和2年 4月15日)	1,451,776,110	1,451,776,110	0.9737	0.9737
第14期 (令和2年 10月15日)	1,398,335,407	1,409,864,709	1.0916	1.1006
第15期 (令和3年 4月15日)	1,439,943,398	1,450,910,929	1.3129	1.3229
第16期 (令和3年 10月15日)	1,330,092,809	1,330,092,809	1.2783	1.2783
第17期 (令和4年 4月15日)	1,152,440,918	1,152,440,918	1.1873	1.1873
第18期 (令和4年 10月17日)	1,034,024,538	1,043,379,723	1.1053	1.1153
第19期 (令和5年 4月17日)	1,073,865,263	1,082,688,413	1.2171	1.2271
第20期 (令和5年 10月16日)	1,187,794,232	1,200,732,391	1.3771	1.3921
第21期 (令和6年 4月15日)	1,471,176,633	1,514,270,731	1.7069	1.7569
第22期 (令和6年 10月15日)	1,414,930,704	1,430,983,921	1.7628	1.7828
第23期 (令和7年 4月15日)	1,337,207,193	1,337,207,193	1.7005	1.7005
第24期 (令和7年 10月15日)	1,801,623,776	1,801,623,776	2.3696	2.3696
第25期 (令和8年 4月15日)	2,447,185,117	2,467,658,272	2.9883	3.0133
令和7年 5月末日	1,495,302,416	—	1.9136	—
令和7年 6月末日	1,581,619,605	—	2.0381	—
令和7年 7月末日	1,599,600,607	—	2.0930	—
令和7年 8月末日	1,660,401,548	—	2.1402	—
令和7年 9月末日	1,765,722,652	—	2.2748	—
令和7年 10月末日	1,922,899,299	—	2.5324	—
令和7年 11月末日	1,947,765,456	—	2.5621	—
令和7年 12月末日	2,010,988,340	—	2.5798	—
令和8年 1月末日	2,236,037,040	—	2.8162	—
令和8年 2月末日	2,587,162,533	—	3.1677	—
令和8年 3月末日	2,356,625,121	—	2.8498	—
令和8年 4月末日	2,392,354,450	—	2.9218	—
令和8年 5月末日	2,371,817,035	—	2.9017	—

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第6期 (平成28年4月16日～平成28年10月17日)	0.0000
第7期 (平成28年10月18日～平成29年4月17日)	0.0000
第8期 (平成29年4月18日～平成29年10月16日)	0.0200
第9期 (平成29年10月17日～平成30年4月16日)	0.0200
第10期 (平成30年4月17日～平成30年10月15日)	0.2000
第11期 (平成30年10月16日～平成31年4月15日)	0.0200
第12期 (平成31年4月16日～令和1年10月15日)	0.0200
第13期 (令和1年10月16日～令和2年4月15日)	0.0000
第14期 (令和2年4月16日～令和2年10月15日)	0.0090
第15期 (令和2年10月16日～令和3年4月15日)	0.0100
第16期 (令和3年4月16日～令和3年10月15日)	0.0000
第17期 (令和3年10月16日～令和4年4月15日)	0.0000
第18期 (令和4年4月16日～令和4年10月17日)	0.0100
第19期 (令和4年10月18日～令和5年4月17日)	0.0100
第20期 (令和5年4月18日～令和5年10月16日)	0.0150
第21期 (令和5年10月17日～令和6年4月15日)	0.0500
第22期 (令和6年4月16日～令和6年10月15日)	0.0200
第23期 (令和6年10月16日～令和7年4月15日)	0.0000
第24期 (令和7年4月16日～令和7年10月15日)	0.0000
第25期 (令和7年10月16日～令和8年4月15日)	0.0250

③【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第6期 (平成28年4月16日～平成28年10月17日)	△3.0
第7期 (平成28年10月18日～平成29年4月17日)	8.2
第8期 (平成29年4月18日～平成29年10月16日)	22.3
第9期 (平成29年10月17日～平成30年4月16日)	10.9
第10期 (平成30年4月17日～平成30年10月15日)	0.8
第11期 (平成30年10月16日～平成31年4月15日)	△2.1
第12期 (平成31年4月16日～令和1年10月15日)	△0.1
第13期 (令和1年10月16日～令和2年4月15日)	△8.2
第14期 (令和2年4月16日～令和2年10月15日)	13.0
第15期 (令和2年10月16日～令和3年4月15日)	21.2
第16期 (令和3年4月16日～令和3年10月15日)	△2.6
第17期 (令和3年10月16日～令和4年4月15日)	△7.1
第18期 (令和4年4月16日～令和4年10月17日)	△6.1
第19期 (令和4年10月18日～令和5年4月17日)	11.0
第20期 (令和5年4月18日～令和5年10月16日)	14.4
第21期 (令和5年10月17日～令和6年4月15日)	27.6
第22期 (令和6年4月16日～令和6年10月15日)	4.4
第23期 (令和6年10月16日～令和7年4月15日)	△3.5
第24期 (令和7年4月16日～令和7年10月15日)	39.3
第25期 (令和7年10月16日～令和8年4月15日)	27.2

(注) 「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。
収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第6期 (平成28年4月16日～ 平成28年10月17日)	47,404	350,510,487	2,364,140,611
第7期 (平成28年10月18日～ 平成29年4月17日)	1,286,388	183,348,389	2,182,078,610
第8期 (平成29年4月18日～ 平成29年10月16日)	198,474	221,372,894	1,960,904,190
第9期 (平成29年10月17日～ 平成30年4月16日)	3,359,424	173,041,227	1,791,222,387
第10期 (平成30年4月17日～ 平成30年10月15日)	1,376,111	72,608,121	1,719,990,377
第11期 (平成30年10月16日～ 平成31年4月15日)	89,038,753	121,726,745	1,687,302,385
第12期 (平成31年4月16日～ 令和1年10月15日)	105,736,867	111,512,719	1,681,526,533
第13期 (令和1年10月16日～ 令和2年4月15日)	4,104,014	194,585,067	1,491,045,480
第14期 (令和2年4月16日～ 令和2年10月15日)	398,114	210,409,940	1,281,033,654
第15期 (令和2年10月16日～ 令和3年4月15日)	4,257,715	188,538,188	1,096,753,181
第16期 (令和3年4月16日～ 令和3年10月15日)	1,116,356	57,317,781	1,040,551,756
第17期 (令和3年10月16日～ 令和4年4月15日)	6,970,340	76,841,897	970,680,199
第18期 (令和4年4月16日～ 令和4年10月17日)	19,282,454	54,444,149	935,518,504
第19期 (令和4年10月18日～ 令和5年4月17日)	8,324,638	61,528,097	882,315,045
第20期 (令和5年4月18日～ 令和5年10月16日)	5,838,352	25,609,441	862,543,956

第21期 (令和5年10月17日～ 令和6年4月15日)	30,049,602	30,711,584	861,881,974
第22期 (令和6年4月16日～ 令和6年10月15日)	14,874,451	74,095,557	802,660,868
第23期 (令和6年10月16日～ 令和7年4月15日)	20,744,058	37,036,978	786,367,948
第24期 (令和7年4月16日～ 令和7年10月15日)	29,722,130	55,775,631	760,314,447
第25期 (令和7年10月16日～ 令和8年4月15日)	129,021,198	70,409,430	818,926,215

(参考情報)

(2026年5月29日現在)

基準価額・純資産の推移、分配の推移

● 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2013年10月30日)～2026年5月29日



*分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものと表示しています。

● 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	29,017円
純資産総額	2,371百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

2026年4月	250円
2025年10月	0円
2025年4月	0円
2024年10月	200円
2024年4月	500円
設定来累計	5,990円

主要な資産の状況

● 資産配分

資産の種類	組入比率
株 式	93.84%
現金・その他	6.16%
合 計	100.00%

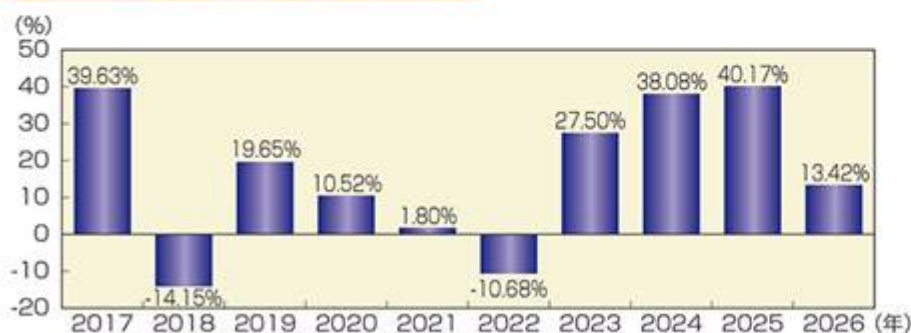
● 組入上位10業種

	業種	組入比率		業種	組入比率
1	電気機器	19.27%	6	銀行業	8.22%
2	建設業	17.60%	7	保険業	5.85%
3	小売業	16.21%	8	情報・通信業	5.03%
4	不動産業	8.95%	9	サービス業	3.00%
5	機械	8.72%	10	輸送用機器	0.99%

● 組入上位10銘柄

	銘柄名	種類	業種	組入比率		銘柄名	種類	業種	組入比率
1	三井住友フィナンシャルグループ	株式	銀行業	8.22%	6	関電工	株式	建設業	5.79%
2	鹿島建設	株式	建設業	8.22%	7	良品計画	株式	小売業	5.57%
3	日立製作所	株式	電気機器	7.62%	8	J.フロント リテイリング	株式	小売業	5.48%
4	東京海上ホールディングス	株式	保険業	5.85%	9	三菱重工業	株式	機械	5.46%
5	ソニーグループ	株式	電気機器	5.81%	10	三井不動産	株式	不動産業	5.42%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は基準価額(税引前
分配金再投資ベース)をもとに
算出した騰落率です。
※2026年は1月1日から5月29日
までの収益率を表示しています。
※当ファンドにベンチマークはあり
ません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】**3【資産管理等の概要】****（1）【資産の評価】****<訂正前>****① 基準価額の計算方法等**

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（略）

<訂正後>**① 基準価額の計算方法等**

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」を以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。ただし、当ファンドの第25期計算期間は、令和7年10月16日から令和8年4月15日までといたします。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期計算期間（令和7年10月16日から令和8年4月15日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【21世紀東京 日本株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 (令和7年10月15日現在)	第25期 (令和8年4月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	111,193,961	160,339,406
株式	1,715,343,000	2,327,229,000
未収入金	—	76,412,363
未収配当金	15,540,000	18,232,950
未収利息	761	2,196
流動資産合計	1,842,077,722	2,582,215,915
資産合計	1,842,077,722	2,582,215,915
負債の部		
流動負債		
未払金	—	90,064,441
未払収益分配金	—	20,473,155
未払解約金	26,236,176	5,380,946
未払受託者報酬	391,608	536,899
未払委託者報酬	12,618,445	17,300,087
その他未払費用	1,207,717	1,275,270
流動負債合計	40,453,946	135,030,798
負債合計	40,453,946	135,030,798
純資産の部		
元本等		
元本	760,314,447	818,926,215
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,041,309,329	1,628,258,902
（分配準備積立金）	950,703,128	1,317,754,354
元本等合計	1,801,623,776	2,447,185,117
純資産合計	1,801,623,776	2,447,185,117
負債純資産合計	1,842,077,722	2,582,215,915

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第24期	第25期
	自 令和7年4月16日 至 令和7年10月15日	自 令和7年10月16日 至 令和8年4月15日
営業収益		
受取配当金	16,561,000	19,379,950
受取利息	167,871	414,274
有価証券売買等損益	516,318,154	498,704,935
その他収益	—	40
営業収益合計	533,047,025	518,499,199
営業費用		
受託者報酬	391,608	536,899
委託者報酬	12,618,445	17,300,087
その他費用	1,207,717	1,275,270
営業費用合計	14,217,770	19,112,256
営業利益又は営業損失（△）	518,829,255	499,386,943
経常利益又は経常損失（△）	518,829,255	499,386,943
当期純利益又は当期純損失（△）	518,829,255	499,386,943
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 （△）	22,527,412	32,162,378
期首剰余金又は期首欠損金（△）	550,839,245	1,041,309,329
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,406,749	238,859,744
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	33,406,749	238,859,744
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,238,508	98,661,581
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	39,238,508	98,661,581
分配金	—	20,473,155
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,041,309,329	1,628,258,902

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準および評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、日本証券業協会が発表する基準値、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の店頭基準気配値段等で評価しております。
2. 収益および費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額を計上しております。 (3) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる事項	外貨建取引等の処理基準 (1) 「投信信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条並びに第61条に基づいて処理しております。 (2) 当ファンドの計算期間は、令和7年10月16日から令和8年4月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第24期 (令和7年10月15日現在)	第25期 (令和8年4月15日現在)
1. 期首元本額	786,367,948円	760,314,447円
期中追加設定元本額	29,722,130円	129,021,198円
期中一部解約元本額	55,775,631円	70,409,430円
2. 元本の欠損	－円	－円
3. 計算期間末日における受益権の総数	760,314,447口	818,926,215口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24期 自 令和7年4月16日 至 令和7年10月15日		第25期 自 令和7年10月16日 至 令和8年4月15日	
1. その他費用の内訳			
信託事務費用	1,207,717円		1,275,270円
2. 分配金の計算過程			
費用控除後の配当等収益額	A 15,892,394円	A	18,621,207円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B 426,385,091円	B	448,603,358円
収益調整金額	C 90,606,201円	C	310,504,548円
分配準備積立金額	D 508,425,643円	D	871,002,944円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 1,041,309,329円	E=A+B+C+D	1,648,732,057円
当ファンドの期末残存口数	F 760,314,447口	F	818,926,215口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 13,695円	G=E/F*10,000	20,132円
10,000口当たり分配金額	H ー円	H	250円
収益分配金金額	I=F*H/10,000 ー円	I=F*H/10,000	20,473,155円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第24期 自 令和7年4月16日 至 令和7年10月15日	第25期 自 令和7年10月16日 至 令和8年4月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を投資信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じて市場リスク、価格変動リスクや為替変動リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部では、運用状況のモニタリング、運用に関する法令諸規則の遵守状況の確認を行っております。 また、管理部では、運用に関するリスク管理を行っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第24期 (令和7年10月15日現在)	第25期 (令和8年4月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	①有価証券（株式） 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 ②デリバティブ取引 該当事項はありません。 ③上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	①有価証券（株式） 同左 ②デリバティブ取引 同左 ③上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券の最終計算期間の損益に含まれた評価差額

第24期（自2025年4月16日 至2025年10月15日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	455,327,985
合計	455,327,985

第25期（自2025年10月16日 至2026年4月15日）

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	188,904,120
合計	188,904,120

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第24期 (令和7年10月15日現在)	第25期 (令和8年4月15日現在)
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.3696円 (23,696円)	2.9883円 (29,883円)

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表（令和8年4月15日現在）

(ア)株式

次表の通りです。

(単位：円)

種類	通貨	銘柄名	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	鹿島建設	24,000	6,135.00	147,240,000	
		東鉄工業	19,500	5,500.00	107,250,000	
		関電工	21,000	6,110.00	128,310,000	
		太平電業	24,500	2,935.00	71,907,500	
		三菱重工業	34,000	4,561.00	155,074,000	
		I H I	28,000	3,153.00	88,284,000	
		日立製作所	30,700	5,220.00	160,254,000	
		三菱電機	21,500	5,811.00	124,936,500	
		日本電気	9,000	4,269.00	38,421,000	
		ソニーグループ	40,000	3,340.00	133,600,000	
		デンソー	26,900	1,915.00	51,513,500	
		川崎重工業	7,500	3,326.00	24,945,000	
		東急	33,000	1,884.50	62,188,500	
		三井倉庫ホールディングス	8,000	4,265.00	34,120,000	
		スカパーJ S A T	41,400	3,145.00	130,203,000	
		J. フロント リテイリング	55,000	2,527.50	139,012,500	
		三越伊勢丹ホールディングス	28,000	3,153.00	88,284,000	
		良品計画	34,000	3,910.00	132,940,000	
		三井住友フィナンシャルグループ	20,000	5,650.00	113,000,000	
		東京海上ホールディングス	10,000	6,836.00	68,360,000	
		三井不動産	84,000	1,778.50	149,394,000	
		住友不動産	20,000	4,813.00	96,260,000	
		オリエンタルランド	31,000	2,636.50	81,731,500	
	計	銘柄数：23 組入時価比率：95.1%	651,000		2,327,229,000 100%	
	合計		651,000		2,327,229,000	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および合計金額に対する比率であります。

(イ)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「21世紀東京 日本株式ファンド」

(2026年5月29日現在)

I 資産総額	2,379,284,335円
II 負債総額	7,467,300円
III 純資産総額(I－II)	2,371,817,035円
IV 発行済数量	817,393,225口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	2.9017円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

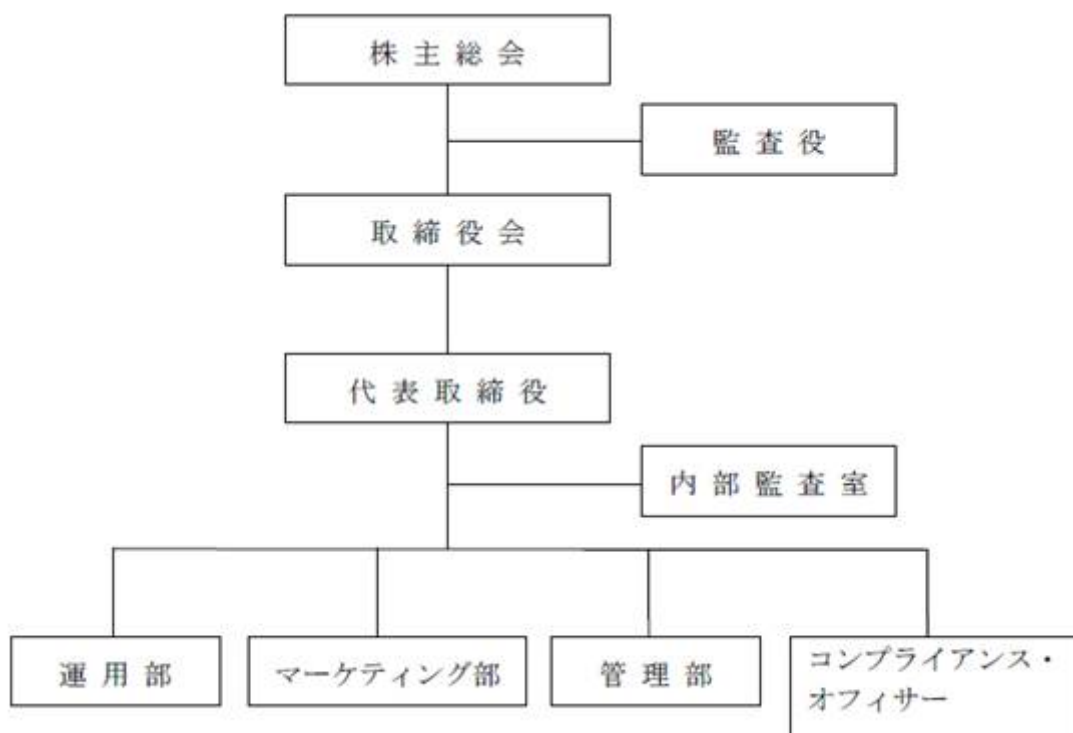
<更新・訂正後>

（1）資本金等（2026年5月末日現在）

- ① 資本金の額
1億6,240万円
- ② 会社が発行する株式総数（発行可能株式総数）
1,000株
- ③ 発行済株式総数
790株（普通株式）
- ④ 過去5年間における資本金の増減
該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

① 会社の組織図

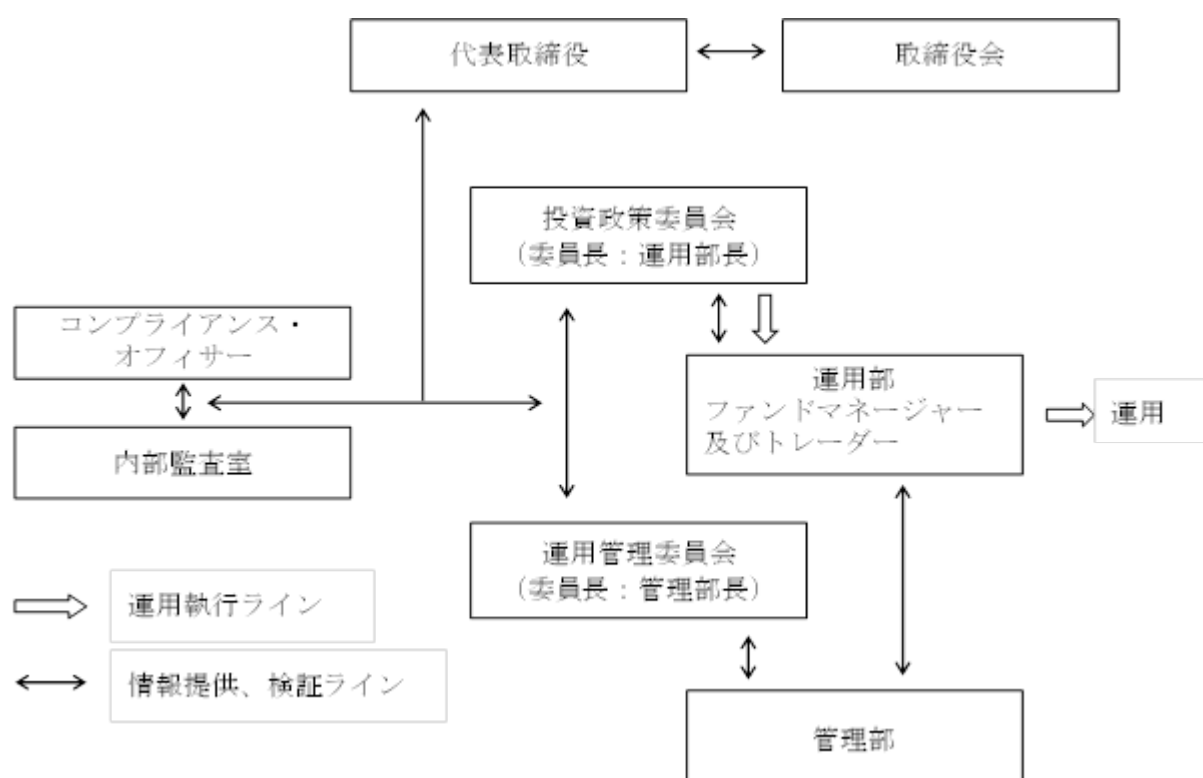


（注）上記組織は、2026年5月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役及び監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後1年以内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した取締役または監査役の補欠として選任された取締役または監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役長各若干名を選定することができます。代表取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。

③ 投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、2026年5月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）で、投資信託委託業務（投資信託の運用、管理）を行っております。

2026年5月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	36本	101,187百万円
合計			36本	101,187百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- （１）当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- （２）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- （３）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人により監査を受けております。

財務諸表等

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		第14期 (令和7年3月31日現在)		第15期 (令和8年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金			793,453		867,846
2 前払費用			1,456		1,456
3 未収委託者報酬			106,393		151,337
4 未収入金			26,594		28,879
5 未収投資助言報酬			244		143
流動資産合計			928,141		1,049,663
II 固定資産	※ 1				
1 有形固定資産			3,504		2,672
(1) 器具備品		3,504		2,672	
2 無形固定資産			2,167		1,964
(1) ソフトウェア		2,167		1,964	
3 投資その他の資産			5,567		5,756
(1) 繰延税金資産		5,567		5,756	
固定資産合計			11,240		10,392
資産合計			939,381		1,060,055

		第14期 (令和7年3月31日現在)		第15期 (令和8年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 未払金			118,793		151,392
(1) 未払手数料	※ 2	63,835		90,686	
(2) その他未払金		54,957		60,705	
2 未払法人税等			37,429		36,698
3 未払消費税等			11,598		12,967
4 賞与引当金			6,100		6,620
流動負債合計			173,921		207,678
II 固定負債					
1 退職給付引当金			1,276		1,317
固定負債合計			1,276		1,317
負債合計			175,197		208,995
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			162,400		162,400
2 資本剰余金			162,400		162,400
(1) 資本準備金		162,400		162,400	
3 利益剰余金			439,384		526,260
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		439,384		526,260	
株主資本合計			764,184		851,060
純資産合計			764,184		851,060
負債及び純資産合計			939,381		1,060,055

(2) 【損益計算書】

		第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
I 営業収益	※ 1				
1 委託者報酬			986,072		1,164,096
2 投資助言報酬			1,657		1,527
営業収益合計			987,729		1,165,623
II 営業費用	※ 1				
1 支払手数料			626,828		743,339
2 委託計算費			37,983		41,502
3 調査費			14,810		14,135
4 営業雑経費			10,285		11,109
(1) 通信費		3,477		3,302	
(2) 協会費		1,411		1,411	
(3) 印刷費		5,396		6,396	
営業費用合計			689,908		810,086
III 一般管理費	※ 2				
1 給料			99,761		116,563
(1) 役員報酬		12,561		12,862	
(2) 給料・手当		68,762		77,086	
(3) 賞与		6,611		12,756	
(4) 法定福利費		11,826		13,857	
2 旅費交通費			2,772		3,168
3 不動産賃借料			15,792		15,714
4 業務委託費			3,389		3,339
5 賞与引当金繰入			6,100		6,620
6 退職給付引当金繰入			1,251		854
7 租税公課			4,955		5,398
8 減価償却費			1,989		2,251
9 その他一般管理費			1,815		1,844
一般管理費合計			137,828		155,756
営業利益			159,992		199,781

		第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
IV 営業外収益					
1 受取利息			37		148
2 賞与引当金戻入					693
営業外収益合計			37		842
経常利益			160,029		200,623
税引前当期純利益			160,029		200,623
法人税、住民税及び事業税			51,193		59,425
法人税等調整額			△985		△188
当期純利益			109,821		141,386

(3) 【株主資本等変動計算書】

	第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
株主資本		
資本金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	—	—
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	—	—
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金合計		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	—	—
当期末残高	162,400	162,400
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	374,592	439,384
当事業年度中の変動額		
当期純利益	109,821	141,386
剰余金の配当	△45,030	△54,510
当事業年度中の変動額合計	64,791	86,876
当期末残高	439,384	526,260

	第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
利益剰余金合計		
当期首残高	374,592	439,384
当事業年度中の変動額		
当期純利益	109,821	141,386
剰余金の配当	△45,030	△54,510
当事業年度中の変動額合計	64,791	86,876
当期末残高	439,384	526,260
株主資本合計		
当期首残高	699,392	764,184
当事業年度中の変動額		
当期純利益	109,821	141,386
剰余金の配当	△45,030	△54,510
当事業年度中の変動額合計	64,791	86,876
当期末残高	764,184	851,060
純資産合計		
当期首残高	699,392	764,184
当事業年度中の変動額		
当期純利益	109,821	141,386
剰余金の配当	△45,030	△54,510
当事業年度中の変動額合計	64,791	86,876
当期末残高	764,184	851,060

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
3 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

注記事項

（貸借対照表関係）

第14期 (令和7年3月31日現在)	第15期 (令和8年3月31日現在)
※1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 6,901千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 4,922千円	※1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 7,777千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 5,876千円
※2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 (流動負債) 未払手数料 50,466千円	※2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 (流動負債) 未払手数料 62,166千円

（損益計算書関係）

第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
※1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料 457,262千円	※1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料 507,251千円
※2. 減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額 1,989千円 有形固定資産減価償却費額 1,171千円 無形固定資産減価償却費額 817千円	※2. 減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額 2,251千円 有形固定資産減価償却費額 1,298千円 無形固定資産減価償却費額 953千円

(株主資本等変動計算書関係)

第14期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	—	—	790株
合計	790株	—	—	790株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和6年6月19日 定時株主総会	普通株式	45,030	57,000	令和6年3月31日	令和6年6月20日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和7年6月18日 定時株主総会	普通株式	54,510	利益剰余金	69,000	令和7年3月31日	令和7年6月19日

第15期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	—	—	790株
合計	790株	—	—	790株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和7年6月18日 定時株主総会	普通株式	54,510	69,000	令和7年3月31日	令和7年6月19日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和8年6月17日 定時株主総会	普通株式	68,730	利益剰余金	87,000	令和8年3月31日	令和8年6月18日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当期会計期間においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に關して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第14期（令和7年3月31日現在）

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	793,452	793,453	—
（2）未収委託者報酬	106,393	106,393	—
（3）未収投資助言報酬	244	244	—
（4）未収入金	26,594	26,594	—
資産計	926,685	926,685	—
（5）未払金	(118,793)	(118,793)	—
未払手数料	(63,835)	(63,835)	—
その他未払金	(54,957)	(54,957)	—

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収投資助言報酬、（4）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（5）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第14期（令和7年3月31日現在）

区分	時価（千円）		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
（１）現金及び預金	—	793,453	—
（２）未収委託者報酬	—	106,393	—
（３）未収投資助言報酬	—	244	—
（４）未収入金	—	26,594	—
資産計		926,685	
（５）未払金	—	(118,793)	—
未払手数料	—	(63,835)	—
その他未払金	—	(54,957)	—

第15期（令和8年3月31日現在）

令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	867,846	867,846	—
（２）未収委託者報酬	151,337	151,337	—
（３）未収投資助言報酬	143	143	—
（４）未収入金	28,879	28,879	—
資産計	1,048,206	1,048,206	—
（５）未払金	(151,392)	(151,392)	—
未払手数料	(90,686)	(90,686)	—
その他未払金	(60,705)	(60,705)	—

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第15期（令和8年3月31日現在）

区分	時価（千円）		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
（１）現金及び預金	—	867,846	—
（２）未収委託者報酬	—	151,337	—
（３）未収投資助言報酬	—	143	—
（４）未収入金	—	28,879	—
資産計		1,048,206	
（５）未払金	—	(151,392)	—
未払手数料	—	(90,686)	—
その他未払金	—	(60,705)	—

（有価証券関係）

第14期（令和7年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

第15期（令和8年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

項目	第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第14期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
	単位：千円	単位：千円
1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳	繰延税金資産 貯蔵品 903 賞与引当金 1,867 未払金 206 未払事業税 2,109 退職給付引当金 390 一括償却資産 40 前払費用 49 合計 5,567 繰延税金資産合計 5,567	繰延税金資産 貯蔵品 821 賞与引当金 2,027 未払金 207 未払事業税 2,246 退職給付引当金 415 一括償却資産 20 前払費用 18 合計 5,756 繰延税金資産合計 5,756
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第14期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第14期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	17,360	投資運用業
スイス株式ファンド	11,568	投資運用業
カレラ Jリートファンド	95,672	投資運用業
メキシコ株式ファンド	12,966	投資運用業
オランダ株式ファンド	25,920	投資運用業
ロシア株式ファンド	299	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	20,497	投資運用業
イタリア株式ファンド	12,657	投資運用業
フランス株式ファンド	15,924	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	46,440	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド (毎月分配型)	46,322	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	3,329	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド (毎月分配型)	40,747	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド (毎月分配型)	70,786	投資運用業
テキサス州株式ファンド	13,856	投資運用業
フィリピン株式ファンド	5,831	投資運用業

カレラ 日本小型株式ファンド	13,772	投資運用業
オーストラリアリートファンド	30,134	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	11,092	投資運用業
中欧株式ファンド	15,573	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	29,817	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	6,722	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	55,205	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	8,798	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	14,362	投資運用業
ブラジル株式ファンド	8,317	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	28,239	投資運用業
カレラB E V関連株ファンド	29,500	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	31,911	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	89,219	投資運用業
インド株式ファンド	72,913	投資運用業
グローバル食料株ファンド	34,734	投資運用業
航空宇宙戦略グローバルファンド	45,487	投資運用業
カナダ株式ファンド	20,083	投資運用業

セグメント情報

第15期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第15期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	16,656	投資運用業
スイス株式ファンド	12,888	投資運用業
カレラ Jリートファンド	99,070	投資運用業
メキシコ株式ファンド	15,271	投資運用業
オランダ株式ファンド	26,436	投資運用業
ロシア株式ファンド	284	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	26,525	投資運用業
イタリア株式ファンド	16,377	投資運用業
フランス株式ファンド	16,140	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	45,814	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	52,719	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	-	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	41,122	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	67,848	投資運用業
テキサス州株式ファンド	12,843	投資運用業
フィリピン株式ファンド	5,229	投資運用業

カレラ 日本小型株式ファンド	28,040	投資運用業
オーストラリアリートファンド	29,413	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	12,506	投資運用業
中欧株式ファンド	26,294	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	33,261	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	7,781	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	93,850	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	20,178	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	10,999	投資運用業
ブラジル株式ファンド	8,382	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	22,461	投資運用業
カレラB E V関連株ファンド	22,627	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	33,391	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	112,618	投資運用業
インド株式ファンド	62,281	投資運用業
グローバル食料株ファンド	28,180	投資運用業
航空宇宙戦略グローバルファンド	90,345	投資運用業
カナダ株式ファンド	35,329	投資運用業
カレラ日本好配当ファンド） （毎月分配型）	17,257	投資運用業
カレラ英連邦3国ファンド	13,665	投資運用業

(関連当事者との取引)

第14期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託 の販売等	証券代行	457,262	未払手数料	50,466

(注) 1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第15期（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託 の販売等	証券代行	507,251	未払手数料	62,166

(注) 1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1株当たり純資産額	967,321円65銭	1,077,291円33銭
1株当たり当期純利益	139,014円42銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	178,969円67銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注） 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	764,184	851,060
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	—	—
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	764,184	851,060
普通株式の当事業年度末株式数(株)	790	790

（注） 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	第14期 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	第15期 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	109,821	141,386
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	109,821	141,386
普通株式の当期中平均株式数(株)	790	790

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

① 受託会社

名 称	三菱UFJ信託銀行株式会社
資本金の額	324,279百万円（2026年5月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額	10,000百万円（2026年5月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

② 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323百万円	同上
楽天証券株式会社	19,495百万円	同上
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円	同上

2026年7月15日現在

3【資本関係】

<訂正前>

販売会社である安藤証券株式会社は、委託会社であるカレラアセットマネジメント株式会社の株式を400株保有しており、2025年11月末日現在の発行済普通株式数に対する比率は、50.6%です。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

<訂正後>

販売会社である安藤証券株式会社は、委託会社であるカレラアセットマネジメント株式会社の株式を400株保有しており、2026年5月末日現在の発行済普通株式数に対する比率は、50.6%です。

その他の上記関係法人との間に資本関係はありません。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月22日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指定社員 公認会計士 若槻 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている21世紀東京 日本株式ファンドの令和7年10月16日から令和8年4月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、21世紀東京 日本株式ファンドの令和8年4月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和8年6月8日

カレラアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区
指定社員 公認会計士 若槻 明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和8年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。